

保護者 各位

稲沢市子ども健康部保育課

育児休業取得時の保育園等入園継続のための提出書類変更について（通知）

日ごろは、当市の保育行政にご理解いただきありがとうございます。

保護者の方が育児休業を取得した際の保育園等入園継続のための提出書類として、「育児休業取得における在園児の保育園継続入園申請書」を提出していただいておりますが、「就労証明書」の中に育児休業の期間を記載する欄があることから提出書類を「就労証明書」に変更します。つきましては、3月以降に育児休業の要件に切り替える場合は、下記のとおり書類の提出をお願いします。

記

Ⅰ 育児休業の取得時の提出書類について

| 区分                      | 申請方法 | 提出書類                                                  | 備考                                                                           |
|-------------------------|------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年<br>3 月 まで<br>の変更 | 紙書類  | ・ 教育・保育給付認定変更申請書<br>・ 就労証明書又は育児休業取得における在園児の保育園継続入園申請書 | ※経過措置として、令和 7 年 3 月 3 1 日までに申請の場合は、「育児休業取得における在園児の保育園継続入園申請書」の提出でも申請を受け付けます。 |
| 令和 7 年<br>4 月 以降<br>の変更 | 電子申請 | ・ 就労証明書                                               |                                                                              |

※就労証明書には育児休業取得期間の記載が必要です。

※電子申請はこちらからお願いします。

【認定変更申請  
フォーム】



（裏面に続きます。）

## 2 現況書類確認時の提出書類について

育児休業で認定の方については、保育園の入園の要件を確認する現況確認時において、提出書類を不要としていますが、育児休業の取得期間や復職時期を確認するために、令和7年度の現況確認から就労証明書を提出していただきますようお願いいたします。適切な入園要件の確認のため、ご理解とご協力をお願いします。

## 3 書類について

就労証明書などの提出書類は稲沢市のホームページからダウンロードできます。また、市役所保育課や各保育園にも書類が置いてあります。

【稲沢市 HP  
保育園入園  
後の手続き】



問合先 稲沢市子ども健康部保育課給付管理グループ

電話：0587-32-1297（内線247）